

令和5年度第3回

青梅市都市計画審議会

議 事 録

【HP掲載・窓口閲覧用】



令和5年度第3回青梅市都市計画審議会議事録

- 開催日時 令和6年1月29日(月)午前10時00分
- 会場 青梅市役所 議会棟3階 大会議室

- 出席者(16人)

委員

|        |    |         |    |
|--------|----|---------|----|
| 中井 検 裕 | 会長 |         |    |
| 寺島 和 成 | 委員 | 茂木 亮 輔  | 委員 |
| 井上 たかし | 委員 | 藤野 ひろえ  | 委員 |
| 目黒 え り | 委員 | 長谷川 真 弓 | 委員 |
| 中村 洋 介 | 委員 | 松永 重 徳  | 委員 |
| 西浦 定 継 | 委員 | 水谷 正 史  | 委員 |
| 福田 託 也 | 委員 | 茂木 猛    | 委員 |
| 丹生 守   | 委員 | 飯田 光 莉  | 委員 |
| 加藤 仁 志 | 委員 |         |    |

- 欠席者(3人)

|         |    |        |    |
|---------|----|--------|----|
| ぬのや 和 代 | 委員 | 森村 隆 行 | 委員 |
| 鮫嶋 俊 二  | 委員 |        |    |

- 説明のため出席した者の職氏名(7人)

|           |         |             |        |
|-----------|---------|-------------|--------|
| 市長        | 大勢待 利 明 | 環境部長        | 川島 正 男 |
| 都市整備部長    | 木崎 雄 一  | 公園緑地課長      | 塚田 正 巳 |
| 都市計画課長    | 木下 茂    | 公園緑地課緑地管理係長 | 川島 岳   |
| 都市計画課計画係長 | 藤原 浩    |             |        |

## 令和5年度第3回青梅市都市計画審議会 議事日程

1 市長あいさつ

2 説明者の職氏名の報告

3 議事録署名委員の指名

4 諮問事項

区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の変更について（青梅市決定）

(1) 青梅都市計画用途地域の変更について

(2) 青梅都市計画高度地区の変更について

(3) 青梅都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

(4) 青梅都市計画特別用途地区の変更について

5 報告事項

青梅市緑の基本計画の改定について

6 その他

(都市計画課長)

皆様おはようございます。

定刻になりますので始めさせていただきます。

開会前に、本日の会議資料につきまして、事前にお配りしております、  
A 4判の「資料リスト」により御確認をお願いしたいと存じます。

初めに、事前に郵送にてお送りした資料となります。

令和5年度第3回青梅市都市計画審議会 議事日程

資料1-1 区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の  
変更について

資料1-2 変更箇所図

資料2 青梅都市計画用途地域の変更(案)

資料3 青梅都市計画高度地区の変更(案)

資料4 青梅都市計画防火地域及び準防火地域の変更(案)

資料5 青梅都市計画特別用途地区の変更(案)

資料6 青梅市緑の基本計画の改定について

資料番号は振ってございませんが、

「青梅市都市計画審議会委員名簿」

「令和5年度第2回青梅市都市計画審議会議事録」

となります。

資料については、議事日程のほか10種類となります。

不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、会長に議長をお願いしまして、議事を進めさせていただきます。

会長、よろしく申し上げます。

## ○ 開 会

(会長)

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和5年度第3回青梅市都市計画審議会を開会いたします。

## 1 市長あいさつ

(会長)

初めに、市長より御挨拶をお願いいたします。

(市長)

皆さん、おはようございます。

青梅市長です。

本日は、令和5年度第3回青梅市都市計画審議会にお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の諮問事項につきましては、「区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の変更について」の1件であります。

また、報告事項につきましては、「青梅市緑の基本計画の改定について」の1件であります。

本市の都市計画にとって、重要な案件でありますので、慎重な御審議をいただきますよう、よろしく願いしたいと思っております。

私も本日から、初めて都市計画審議会に参加させていただきますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

(会長)

どうもありがとうございました。

本日、欠席の委員は、3名でございます。

欠席の委員からは、事前に御連絡をいただいております。

## 2 説明者の職氏名の報告

(会長)

それでは、続いて議事日程「2 説明者の職氏名の報告」を事務局よりお願いいたします。

(都市計画課長)

本日、出席しております説明者でございますが、都市整備部長、環境部長、公園緑地課長、都市計画課 計画係長、公園緑地課 緑地管理係長、

そして、私、都市計画課長でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議事録署名委員の指名

(会長)

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事日程「3 議事録署名委員の指名」に移ります。

議事録署名委員につきましては、議長のほかに、議長が指名する委員を名簿記載順に指名しております。

本日の審議会の議事録署名委員については、委員を指名いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

### 4 諮問事項

区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の変更について

(青梅市決定)

(会長)

それでは、議事日程「4 諮問事項」に移りたいと思います。

「区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の変更について」でございます。こちらを審議に乗せたいと思います。諮問書の朗読は省略し、諮問内容について担当より御説明をお願いいたします。

(都市整備部長)

議長、都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長、どうぞ。

(都市整備部長)

それでは、諮問事項の「区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の変更」について御説明いたします。

本件につきましては、令和2年1月より東京都で実施している区域区分等の一斉見直しに伴って、「用途地域」をはじめ「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区」の都市計画変更を行うにあたり、都市計画法の規定にもとづき、当審議会にお諮りするものでございます。

本件の経過であります。令和5年2月の当審議会を経て決定した都市計画変更の原案を同年3月に都へ提出するとともに、市決定である都市計画については、本市にて変更手続を進めてまいりました。

今年度、都市計画法にもとづく公告・縦覧を実施いたしました。

期間は、令和5年12月1日から15日の2週間とし、縦覧に供しましたところ、当該変更案について意見書の提出はありませんでした。

なお、今回お諮りする各都市計画の変更（案）の内容につきましては、これまで当審議会でご報告させていただいた内容と変更はございません。

詳細につきましては、都市計画課長より御説明いたします。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会長）

都市計画課長、どうぞ。

（都市計画課長）

それでは、諮問事項の「区域区分等の一斉見直しに伴う青梅都市計画用途地域等の変更」について御説明させていただきます。

本件につきましては、これまで当審議会にて3回ほど報告・協議をさせていただいておりますが、今回は最終の諮問事項となりますので、背景から改めて御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

初めに1の「背景」についてであります。

前回、平成16年度に行われた区域区分等の見直しから約19年が経過し、区域区分等の境界根拠としている道路等の地形地物の変化などにより、指定時の状況と現在の状況が整合しない箇所が発生しております。その解

消のために、令和2年1月に区域区分の決定権者である東京都から都下の各市に対し、区域区分等の原案作成依頼がありました。

これを受け、市では、区域区分等の見直しの検討を進めるとともに原案を作成し、作成した原案について、令和5年2月に開催した当審議会へ報告後、同年3月に都へ提出いたしました。

その後、決定権者が市である「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」および「特別用途地区」については、都市計画の整合を図る観点から、都決定の区域区分に合わせて、都市計画変更の手続を進めてきたところであります。

次に、2の「目的」についてであります。

繰り返しとなりますが、今回の変更は道路等の地形地物の変更などにより、境界根拠となっている地形地物が指定時の状況と現況で整合せず、位置が不明確な箇所について、区域区分等の変更を現況に合わせて行うことで境界根拠の位置を明確にすることを目的としております。

次に、3の「これまでの経過と今後の予定」についてであります。

令和2年1月の東京都からの原案作成依頼を受け、市では、令和2年度から3年度にかけて、見直し箇所の抽出・精査、都などの関係者との協議を行い、素案の作成を進めてまいりました。

当審議会においては、令和4年7月に本件の概要を報告し、同年10月には協議事項として変更素案について御審議いただいております。

その後、令和5年1月20日付けの文書をもって、用途地域等の変更箇所の近隣地権者53名に対して、変更概要の周知を行うとともに、令和5年2月の当審議会を経て同年3月に都へ原案を提出いたしました。

市決定である今回の用途地域等については、都市計画法にもとづく都知事協議や都市計画の変更案の公告・縦覧および意見書の受付といった都市計画手続を進めてまいりました。

都市計画の変更案の公告・縦覧および意見書の受付については、令和5年12月1日から15日の2週間の期間で実施し、縦覧に供した都市計画の変更案について意見書の提出はありませんでした。

このような経緯を踏まえ、本日、当審議会にて都市計画の変更案についてお諮りするものであります。

今後の予定としましては、令和6年度初旬を目途に、今回お諮りした各

都市計画について決定告示を行い、各種手続が完了するものであります。

なお、この都市計画変更に伴う告示については、東京都が進める区域区分の見直しと同日に行う予定であります。

次に、裏面の4の「変更対象と変更する都市計画」についてであります。

今回の変更対象は、平成16年以降の地形地物の変化等により、指定時の状況と現況が不整合となっている箇所となります。具体的には、都市計画決定線の根拠としていた界となる道路、河川などの地形地物が増減した箇所が対象となります。

本日お諮りする都市計画の変更は、市決定である「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区」の4件であります。

また、都決定である「区域区分」（いわゆる市街化区域と市街化調整区域を区分するもの）についても、今回の変更対象となっておりますが、青梅市内では変更はなく、計画図で利用している背景図の更新のみを行うものであります。

次に、5の「変更内容」についてであります。

都決定である区域区分につきましては、先ほど御説明しましたとおり、市内での変更はありませんでした。市決定である用途地域等につきましては、市内2箇所において指定時の状況と現況が不整合であったため、現況に合わせた形で用途地域等の変更を行います。

参考として掲載している変更のイメージ図と併せて、資料1—2の「変更箇所図」を御覧いただきたいと存じます。

1箇所目は、柚木町2丁目地内です。

資料1—2では、2ページのA3版となります。

この箇所は、用途地域等の境界としていた道路（通称、吉野街道）が用途地域等の決定以降に道路の拡幅整備がされた箇所となっております。そのため、用途地域等の決定時の状況と現在の状況で、不整合となっており、用途地域等の境界線の位置が不明確となっております。今回、その境界根拠を現況道路に合わせた形で変更することで、用途地域等の境界線の位置を明確にします。

変更内容としましては、境界線の位置を現況道路端より20メートルに変更することにより、用途地域のほか、高度地区、防火地域及び準防火地

域、特別用途地区について変更を行います。

続いて、2箇所目は、和田町2丁目地内であります。

1枚おめくりいただき3ページとなります。

この箇所については、用途地域等の境界としていた都市計画道路が用途地域等の決定以降に道路整備された地区となっております。指定時の境界根拠である都市計画道路の計画線の位置と整備後の道路が不整合となっているため、用途地域等の境界線の位置が不明確となっております。今回、その境界根拠を現況道路に変更することで、用途地域等の境界線の位置を明確にします。

変更内容としましては、境界線の位置を現況道路端より20メートルに変更することにより、用途地域のほか、防火地域及び準防火地域について変更を行います。

以上が変更箇所の説明であります。

また、1-1に戻っていただき、裏面の最後の項目を御覧ください。

今回の見直しでは、用途地域等の計画図全てにおいて背景図を更新するとともに、ICT（情報通信技術）の更なる活用やオープンデータ化等の推進を図るため、地理情報システム（いわゆるGISデータ）を活用して面積を再計測し、用途地域等の面積変更を併せて行うものであります。

資料1-1および1-2についての説明は以上となります。

次に、各都市計画の変更案についてであります。

初めに、資料2の「青梅都市計画用途地域の変更（案）」についてです。

こちらについては、今回変更する用途地域に関しての都市計画変更案の図書一式となります。

1ページの「都市計画の案の理由書」を御覧ください。

2の「理由」であります。これまでも目指すべき市街地像を実現するため、法改正や上位計画策定等に伴って見直しを行ってきたものであり、今回は、地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、面積約0.1ヘクタールの区域について用途地域を変更するものであります。

以降、2ページから4ページまでが「計画書」のほか、「新旧対照表」、「変更概要」を添付しております。5ページは「総括図」、6ページからは「索引図」および変更箇所の「計画図」となっております。

なお、各資料の説明につきましては、先ほど御説明いたしました資料1—1と1—2の内容と同等であり、これまでの説明と変更はありませんので、恐れ入りますが、割愛させていただきます。

以降、資料3が「青梅都市計画高度地区の変更（案）」、資料4が「青梅都市計画防火地域及び準防火地域の変更（案）」、資料5が「青梅都市計画特別用途地区の変更（案）」の都市計画変更図書一式となっております。

これらにつきましても、先ほど御説明いたしました資料1—1、1—2および資料2の用途地域の内容と同等であり、これまでの説明と変更はありませんので、大変恐れ入りますが、説明は割愛させていただきます。

最後に、今回の資料2から資料5に添付している「計画図」は、索引図および変更箇所を含む図面のみを抜粋したものとなっておりますので、ほかの図郭の計画図を御覧になられたい方は、後ほど事務局にお声がけください。

大変雑駁ではありますが、説明は以上であります。

（会長）

どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑をお受けいたしますけれども、発言の際は着座のままで結構でございます。マイクのボタンをオンにしてから発言をお願いいたします。それでは何か御質疑ございますでしょうか。

委員。

（委員）

御説明ありがとうございました。変更内容の細かい点に関してはおおむね理解できましたが、各資料2、3、4の1ページ目の「案の理由書」のところですが、初めに昭和48年、次に昭和56年、平成元年、平成8年、平成16年と8年ごとに計画の見直しを実行してきたように見えます。今回、19年経過しているということで、何か定期的に見直すべきものだったものが、19年空いた理由はあるのか、それとも偶然8年ごとに計画の見直しが行われていたのか、その辺りのタイミングについて御説明ください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

初めに、一斉見直しの変遷から御説明させていただきます。

昭和43年に都市計画法（いわゆる新法）が制定され、市では昭和45年に区域区分、昭和48年に用途地域が指定されました。その後、昭和56年、平成元年、平成8年、平成16年に区域区分や用途地域の指定に関する上位計画や法の改正等に伴って、区域区分等の一斉見直しが実施されてきた経緯がございます。

定期的に8年ごとに見直しを行ったものではなく、あくまでも、その時代の潮流や法改正等、現実の社会情勢の変化等により適宜見直しを行ってきたものでございます。

(会長)

委員、どうぞ。

(委員)

ありがとうございます。確認ですけれども、特に変更がなかったのも、19年間見直しがなかったという理解でよろしいでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員のおっしゃるとおりで、先ほど御説明いたしました地形地物等の不

整合箇所が顕著化してきたという観点から、今回、東京都としても一斉見直し等を図ってきたところであります。

(会長)

ほかにはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

これまで3回ほど協議をされて、色々と検討されてきたということで、地権者が53名ということですが、柚木町2丁目と和田町2丁目それぞれ地権者はどのぐらいの割合となっているのか教えて下さい。

また、家屋が影響しているところがあったのかどうかを確認したいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

先ほど、近隣地権者53名という形で申し上げましたが、内訳としましては、柚木町が29名、和田町が24名、合計53名となっております。

また、家屋への影響ですが、今回は軽微な図面上の修正になっておりますので、線が家屋にかかるところがありますけれども、実際の影響としては少ないものと理解しております。

(会長)

ほか、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

私も今までお話を伺い、質問したこともありましたが、今の実態は、道路が拡張されて地形自体が変わったことにより、道路の幅員から何メートルはどういう位置、そういったことはずれていくような形ですので、今回頂いた図面を見ても、ほとんど分からないような僅かな変更だとは思っています。変更前と変更後で用途地域が変わり、建ぺい率や容積率の規制が厳しくなっているところも僅かではあります。

今の説明で、影響は少ないとの事ですが、53名の関係する方々は、実際に家屋などについて問題がないかというのは、市の方でも確認をされているのでしょうか。

先ほどの御説明で、概要を通知し、「意見なし」ということでしたが、実際もう少し具体的に見られたりしたのかどうか、伺いたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

前回も、委員から御指摘いただいているところであるかと思いますが、近隣地権者53名には通知という形で発送させていただいておきまして、特段、御意見等はございませんでした。

また、その影響につきましても、数十センチの図面上の誤差の範囲で、基本的には緩和方向への補正等、東京都との協議の中でも影響は少ないだろうということで、それ以上の確認等はしておりませんが、「意見なし」という形で取りまとめたところでございます。

(会長)

よろしいですか。

委員。

(委員)

今回は、原案の作成も青梅市で進めていて、この実情からすれば、問題にはならないだろうという判断であったのだと思います。

このエリアの道路拡幅、歩道整備は、住民の皆さんの御要望もあったと思いますので、そのあたりは慎重に見てください。確認をされて、見通しを持ってやられているということによろしいでしょうか。

(都市整備部長)

都市整備部長です。

(会長)

都市整備部長、どうぞ。

(都市整備部長)

委員の御指摘のとおり、一部、厳しい方向に図面上触れている部分があるのではないかということですが、現地等を詳細に確認したところ、拡幅事業のなかで、道路幅が減少している部分はありませんでした。

おそらく、以前の地形図の精度が、現在のものより低かったことから、このような表示となったものと捉えております。

いわゆる議定図は、例えば、道路端から20メートルまでが、〇〇地域というように、考え方を示したもので、現地で判断するものであります。

したがって、今回のケースでは、実際には、各建築敷地の建ぺい率、容積率が、これまでより、厳しい方向に動くことはないと確認してございます。

(会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

資料1-1の「背景」の2行目、地形地物の変化として、(道路等)、(道路拡幅等)と書かれてますが、これは道路以外のところでも地形地物

の変化というのはあるのでしょうか。19年間でたった2箇所だけなのかと疑問に感じましたので、お伺いします。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

本件につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、東京都とも協議を進めてきております。基本的には、現況と実際の決定線が不明確というところで、齟齬があるかどうかなどを協議してまいりました。実際、都市計画変更該当するかどうかというところで、例えば、セットバックしているですとか、河川改修している等、様々なケースがございます。

今回、区域区分や用途地域等に関して、都市計画変更該当するかどうかを東京都と協議をしてまいりました。その精査に伴って、実際に得た数としましては、細かいところでは約1,200箇所ございます。

このような中、用途地域等における都市計画変更該当する箇所が、柚木町2丁目、和田町2丁目の2箇所となったものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

ありがとうございます。つまり、都市計画変更に当たらない、例えば、通常の住宅の開発であったり、セットバック等は今回の都市計画変更には入ってこないという理解でよろしいでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員のおっしゃるとおりでございます。不明な案件につきましては、基本的に、都市計画証明の運用等の事務の中で対応しております。その辺りは、適切に御案内を今後もしていきたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

これらは本来であれば、道路の拡幅等のときに変更されるものが、何かのミスで今回分かった等、そういうことではないでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

道路改修のようなケースについては、全てが都市計画変更にあたるものではございません。

例えば、今回の2箇所につきましては、道路端から20メートルという路線式ということで指定をしておりますので、実際、工事があるといったときには、その都市計画変更の協議が必要になってきますが、基本的には道路改修と都市計画変更は必要に応じて順次検討していくことになろうかと思っております。

(会長)

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑も以上のものでございますので、これよりお諮りをしたいと思います。

青梅都市計画用途地域の変更以下4件の変更がございましたけれども、いずれも区域区分等の一斉見直しに伴う、言ってみれば事務的な変更ということかと思えます。

原案どおり決定するというところで御異議ございませんでしょうか。

(委員)

<異議なしの声>

(会長)

それでは、異議ないものとして答申をさせていただければと思います。ありがとうございました。

## 5 報告事項

### 青梅市緑の基本計画の改定について

(会長)

それでは続いて、議事日程「5 報告事項」でございます。

「青梅市緑の基本計画の改定について」事務局より説明をお願いいたします。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長、どうぞ。

(公園緑地課長)

それでは「青梅市緑の基本計画の改定について」御説明申し上げます。お手元の資料6「青梅市緑の基本計画の改定について」を御覧ください。初めに、「1 緑の基本計画とは」についてであります。

緑の基本計画につきましては、都市緑地法第4条にもとづき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」であります。

また、「緑地の保全および緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項について、中・長期的な視点で、その将来像、目標、施策などを定める緑に関する総合的な計画となるものでございます。

次に、「2 計画の位置付け」についてであります。

本計画は、市が定める青梅市総合長期計画に即し、青梅市環境基本計画や都市計画マスタープラン、その他、東京都等の様々な計画と整合を図ってまいります。

下段に記載しました関係図は、中央、緑枠内の黄色塗りとなっている「青梅市緑の基本計画」を中心に、左側に青梅市関連、右側に東京都関連をまとめたものであります。

左側下段の枠内のおり、「青梅市関連計画」の主なものとしては、都市計画マスタープラン、環境基本計画、生物多様性地域戦略など、地域連携を図ってまいります。また、右側の上段のおり、東京都が推進するグリーンビズと整合を図るとともに、右側の下段の枠内のおり、「東京都関連計画」の主なものとして、都市計画区域マスタープラン、保全地域の保全・活用プラン、東京都が新たに進めるみどりの取組などとも連携を図って改定を進めてまいります。

次に、「3 改定体制」であります。

改定につきましては、庁内組織である青梅市緑の基本計画検討委員会を検討主体とし、関係所管課と横断的に検討を進めてまいります。

また、市の環境審議会および都市計画審議会の協議や報告をさせていただくとともに、関係団体となります青梅市森林組合やJA西東京などとも意見交換等を行ってまいります。

なお、市民アンケートやパブリックコメント等の実施により、丁寧に意見を伺って計画に反映してまいりたいと考えております。

改定後は、青梅市議会および東京都に報告・通知をさせていただきます。

次に、裏面に移らせていただきまして、「4 改定スケジュール」についてであります。

資料の中では、最下段の枠内黄色塗りの部分に記載してありますとおり、

今回の改定は令和7年9月を目指して進めてまいりたいと考えております。

手順といたしましては、令和5年度は、現行の「緑の基本計画」の評価・分析、上位・関連計画等および現状特性の整理および住民意向の把握として、市民アンケートの実施を進めてまいります。

令和6年度には、住民意向の把握として、小学生へのアンケート等の実施を行っていきたいと考えております。

これらの結果にもとづき素案を作成し、パブリックコメントの実施を経て、原案の作成へと進めてまいります。

令和7年度には、緑の基本計画の改定案を取りまとめ、同年9月頃の改定を予定しております。

以上が、「青梅市緑の基本計画の改定について」の概要となりますが、改定作業の進捗状況に応じて、今後、本審議会に意見を伺い、本計画に反映してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

本日は、その前段階として、改定作業に着手したことを御報告させていただくといったものでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、御質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員。

(委員)

青梅市関連計画の中の「生物多様性地域戦略」とはどのようなものでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長、どうぞ。

(公園緑地課長)

生物多様性地域戦略につきましては、多様な生き物の生息・生育の場を保全するとともに、本市の自然や伝統を生かすための計画として、平成30年に策定しました。市内にいる生物の多様性を次の世代まで引継いで行くための具体的な計画を策定したものと理解しております。

(委員)

よろしいでしょうか。

(会長)

松永委員、どうぞ。

(委員)

小曾木、成木方面ですと、どうしても獣害被害が問題になっております。その点を考慮して、計画に組んでいただければと思います。

よろしくお願いします。

(会長)

御意見ということでよろしいでしょうか。

それでは、委員、お願いいたします。

(委員)

改定スケジュールですが、市民アンケートを小学生にも取るということですが、次世代の未来を担う子供たちなので、自由な発想で多くのアンケートを取っていただきたいと思います。なるべく自由な発想を頂きたいので、実施方法や工夫等、お聞きしたいと思います。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

小学生のアンケートにつきましてでございますけれども、緑の基本計画は、将来的に今の小学生が成人になる頃を見据えて、しっかりとした計画を立てていかなければならないという基本的な理念を持っていきたいと考えております。

その中では、自由意見ができるようなアンケートを実施していくとともに、来年度には、オンライン交流会を実施させていただき、その中で自由に意見を述べていただきながら、計画に反映してまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

今の段階では、学校ごとやホームページで募集するなど、具体的な方法はまだということでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

現段階では、そのような内容も踏まえて、教育委員会と話し合いの中で進めてまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにはいかがでしょうか。

委員。

(委員)

資料6の「3 改定体制」について、庁内組織が青梅市緑の基本計画検討委員会とありますが、どのようなメンバーで検討されるのでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

メンバーにつきましては、委員長を環境部長とし、副委員長に企画政策課長および公園緑地課長、委員に防災課長、環境政策課長、農林水産課長、シティプロモーション課長、都市計画課長、都市整備部管理課長および土木課長の10名で組織しております。

(会長)

委員。

(委員)

また、裏のページの「4 改定スケジュール」の中ですが、令和5年度に現行「緑の基本計画」の評価・分析とありますが、令和5年度3月までということで、あと少しの期間しかありませんが、この評価・分析は市でやるのか、それとも委託されるのでしょうか。

また、この評価・分析について、いつまでに出されて、この内容を市民にどのように周知をされるのか、主な評価は、もうある程度分かっているのかどうかを伺います。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

こちらの評価・分析につきましては、最初に、委託先の事業者が分析をかけ、それに対して青梅市が再チェックを行う形で考えております。

現状につきましては、昨年末に事業者が決定いたしまして、評価・分析の方を今進めているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

パブリックコメントを実施されるとの事ですが、ホームページや市役所へ行き、市の計画を見てから書くということで、非常にパブリックコメントも敷居が高いと感じます。そういう中で、青梅市の広報などで、もう少し分かりやすく周知をされて、市民の皆さんが意見を言いやすくされたら良いかと思えます。その辺りはいかがでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

パブリックコメントにつきましては、通常、委員のおっしゃるとおり実施しておりますが、その中で、さらに色々なやり方も研究しながら行っていきたいと考えております。

(会長)

ほかはいかがでしょう。

委員。

(委員)

現在の緑の基本計画というのを拝見していたら、山地や丘陵地の保全というところが出ているのですけれども、2000年から2019年の変化の中で、青梅市が持っている森林のCO<sub>2</sub>の吸収量が約3万トン程減っています。それは、間伐や植え替えが必要だということですが、これから環境基本計画が改定されるに当たり、その辺りも意識されてこの計画が見直されるのでしょうか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

委員のおっしゃる緑の吸収減につきましては、環境基本計画の中でも、ゼロカーボンに向けた取組として網羅していくものと考えております。地域の6割が森林ということも踏まえ、各計画と連携してまいりたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

委員。

(委員)

私もスケジュールのところで伺います。

市の環境基本計画の見直しが令和6年度中までとなっていたと思います。緑の基本計画自体は幅がすごく広い基本計画ですから、今、言われたような森林保全、市内の事業者さんとも協力してやられていくお話から、公園

がどうあるべきか、身近な場所の事や農業等、非常に幅が広いです。なので、分野ごとに協議や市民意見の聴取等、なるべく丁寧にやられた方が良くと思います。

また、資料6の「3 改定体制」で、関係団体へ協議・報告となっていますが、関係団体というのはどのような団体か、御説明いただきたいと思っています。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

関係団体でございますけれども、森林組合やJA西東京、それに関連する団体も含めながら、市民団体なども一緒に協議を進めながら、関連協議会や審議会等を経て進めてまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

今、「青梅の森」などで保全活動などをしていただいている方々がおられると思いますが、そのようなところも対象になっているのでしょうか。対象にした方が良くと思います。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

「青梅の森」で協働で事業運営活動を行っている、青梅の森運営協議会、  
柚保プロジェクトなどとも緑の基本計画の御意見を伺ってまいります。

(会長)

ほかは、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

青梅消防署長でございます。

防災という観点から意見を言わせてください。

この森林等を整備するときに、もし、山道の整備、場所的なもので、消  
防隊や消防団と集結する場所、このようなものがつくれるようであれば、  
これからの審議の中でお話しをしていただければとお願いする次第でござ  
います。

これから行われる、緑の基本計画検討委員会の委員に、防災課の方も入  
るとお話がありましたので、そういう方から俎上に載せてもらえれば、非  
常に消防署としても円滑な活動につながると思います。どうぞよろしくお  
願いいたします。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長。

(公園緑地課長)

防災対策につきましても、検討委員会委員である防災課長と連携を図り  
ながら、良い形で策定してまいりたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

御意見ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

委員。

(委員)

各論として今、色々と御意見がありましたとおり、都市緑地法第4条にもとづきなどと、事務的にはそういうことなんでしょうけれども、10年前の「青梅市緑の基本計画」にも、一番最初の冒頭の文章に「かつて柚保とよばれたまち」と書いてあります。

昨年まとまった総合長期計画、また、市が目指すところ、市長も移住、定住などにも力を入れていきたいと言っております。このような上位計画との整合であったり、あるいは、市としてこの計画をどのように進めていきたいか。また、こういうものをつくりたいというような考え、思いというのは、どのようなことがありますか。

(公園緑地課長)

議長、公園緑地課長です。

(会長)

公園緑地課長、どうぞ。

(公園緑地課長)

委員の言われているとおり、まず基本的には、青梅市の「第7次総合長期計画」にも記載してあります、ゼロカーボンシティや、青梅市独自の地域施策でもあります移住定住プラン、そのようなものとうまく整合させながら、緑を保全できる計画で、包括的な計画という形になれば良いと考えております。また、改定に当たっては、横の連携を強化してまいりたいと考えております。

(会長)

ほかはいかがでしょう。

これから改定作業に本格的に入らせていただくということで、本日は始まりますというアナウンスだと思います。

前回の緑の基本計画は、私が委員長でまとめたので、思い入れもあります。引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

## 6 その他

(会長)

それでは、議事日程「6 その他」に移ります。

委員の皆さんの方から、何か御発言ございますでしょうか。

ないようですので、事務局の方で御発言ございましたら、お願ひしたいと思ひます。

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

前回の当審議会に御報告いたしました、「青梅市都市計画マスタープランの改定」に関する現在の報告でございます。

先月12月13日に、当計画改定における市民アンケートを実施いたしました。

18歳以上の市民3,000人を対象に行い、1,030人から回答を頂きまして、回答率が約34.3パーセントとなります。

この結果につきましては、現在、集計作業中でありまして、今後の改定作業の参考として、次回の本審議会の中で御協議いただく予定としております。

私からは以上です。

(会長)

ありがとうございます。

その報告は、次回にも議題として報告事項になるかと思ひます。まだ途中段階ですので、引き続きお願ひをしたいと思います。

## ○ 閉 会

(会長)

それでは、閉会に当たりまして、市長より一言お願いしたいと思います。

(市長)

皆さん、御意見、御審議ありがとうございました。

この議論とは、少し外れてしまうかもしれませんが、まず、諮問事項「区域区分等の一斉見直し」についてです。

これまでの経緯や今後を見ていると、結構時間をかけているのだと分かりました。これは、事務局に言いたいことですが、青梅の一線で活躍されている方は、やはり時間等も大事ですので、ICTを使って、もっと時間を短縮できるのかと思いました。

次に、報告事項で「緑の基本計画の改定」がありました。青梅市は本当に、色々な計画があります。私としても、それぞれの計画を一つ一つ、しっかりと確認し、市民の意見をどう聞いて、予算をどう投入して、どう結果に結びつけていくか、計画の在り方についてもしっかりと考えていきたいと、本日の意見を聞いて思いました。

それでは、皆さん、本日はどうもありがとうございました。

(会長)

以上をもちまして、令和5年度第3回青梅市都市計画審議会を閉会いたします。

御協力どうもありがとうございました。